

## 店頭貴金属証拠金取引規程

### 第1条(本規程の目的)

本規程は、お客様が株式会社 カカクコム・フィナンシャル(以下、「当社」といいます。)との間のインターネットを利用した取引システム(以下、「本システム」といいます。)のサービスの利用に関してのお客様と当社との取り決めを定めるものです。お客様には、本規程の各条項に同意した上でお取引をして頂くものとします。

### 第2条(本システムのサービスの範囲)

- 1.本システムのサービスはインターネットを通じてオンラインで提供します。当社がお客様に提供する本システムの取引時間、取引商品・取引通貨、取引数量、取引に関する情報その他、本システムによるサービス範囲は、当社が別途定めるものとします。
2. 前項に係るサービスの範囲は、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

### 第3条(本システムの利用)

- 1.本システムは、お客様が、「kakakuFX 取引要綱」、「店頭貴金属証拠金取引約款」、「店頭貴金属証拠金取引規程」、「店頭貴金属証拠金取引ガイド」、及び「店頭貴金属証拠金取引説明書」を熟読し、本取引の内容と仕組みを理解の上、お客様が口座の開設を申込み、当社がそれを承諾した後にご利用いただくこととします。
- 2.当社は、お客様に本システム利用に使用するユーザーID、初期パスワードを発行し、当社の定める方法でお客様に通知します。お客様は初期パスワードを初回ログイン後、遅滞なく変更するものとします。
- 3.お客様が使用されたユーザーID 及びパスワードが一致した場合のみ、本システムを利用することができます。
- 4.お客様は、ユーザーIDとパスワードを管理する責任を負うものとします。ユーザーID 及びパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人と共同で使用、又は他人に貸与もしくは譲渡することはできません。

### 第4条(機器、回線等の環境)

- 1.本システムの利用にあたり、お客様は、本システムに適したハードウェア・ソフトウェア、端末機器・モデムとの接続回線、並びにインターネット接続会社(プロバイダー)との契約等、本サービスの利用に必要な環境をお客様自身の責任及び費用負担において準備して頂くものとします。
- 2.本システムの規格変更等により、お客様の使用している機器等が本システムに対応することができなくなった場合、お客様は、お客様自身の責任及び費用負担において本システムに対応した機器、回線等を準備するものとします。

## 第 5 条(取引時間)

1. お客様が本システムを利用して取引できる時間は、24 時間とします。但し、注文の約定はシドニー時間月曜日午前 5 時から米国東部時間金曜日午後 5 時とします。
2. 当社は、お客様への事前の通知なく経済情勢等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。
3. 第 1 項にかかわらず、当社は、前項に定める時間内において、回線及び機器の瑕疵又は障害(以下、「システム障害」といいます。)又は補修等やむを得ない事由により、予告なくサービスの一部又は全部の提供を一時停止又は中止することができるものとします。

## 第 6 条(取引通貨・商品/取引数量)

1. お客様が本システムを利用して取引できる商品・通貨は、当社がお客様に提供する「取引ツール画面」上で定めるものとします。
2. お客様が本システムを利用して取引できる数量は、当社がお客様に提供する「取引ツール画面」上で定めるものとします。
3. お客様が本システムを利用して取引できる数量は、当社がお客様より預託を受けている証拠金の範囲内とします。

## 第 7 条(注文の有効期限)

お客様が本システムを利用して受け付けた売買注文の有効期限は、当社の web サイト上で定めるものとします。

## 第 8 条(証拠金の取り扱い)

お客様が本システムを利用して行う店頭貴金属証拠金取引に係る証拠金の取り扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

- (1) お客様は、当社と行う新規の店頭貴金属証拠金取引を開始するにあたり、当社の定める証拠金の必要額(以下、「取引証拠金」といいます。)以上の額を、当社に預託しておくものとします。
- (2) お客様は、新規の店頭貴金属証拠金取引を開始してから決済を行うまでの期間、当社の定めるお客様の取引に係る維持すべき証拠金額の水準である証拠金使用率の 100%以内の額を常に保持しておくものとします。
- (3) 当社は、お客様に通知することなく経済情勢等の変化に伴い証拠金率を合理的に変更できることとし、証拠金率を変更したときは、お客様のポジションの証拠金に対しても変更後の証拠金率を適用するものとします。
- (4) 受払方法は、金融機関口座での振り込みとします。尚、振り込み手数料はお客様負担とします。

## 第 9 条(売買注文の受付)

1. お客様が本システムを利用して当社へ発注する売買注文は、お客様が注文を入

かし、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。

2. 当社にシステム障害が発生した場合は、電話、FAX、電子メールその他の手段による受注は一切行わないものとします。
3. 前項の障害発生によりお客様に損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。

#### **第 10 条(売買注文の取消・変更)**

お客様が本システムを利用して当社に指図された売買注文は、未約定の場合は、取消・変更を行うことができるものとします。売買注文を変更される場合、お客様は変更しようとする売買注文の取消を行った後、新たに変更後の売買注文の入力を行うものとします。

#### **第 11 条(売買注文の執行)**

1. お客様が本システムを利用して当社に指図された売買注文は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は決済するために必要な反対売買の注文以外、すべての注文の執行を行わないものとします。
  - (1) お客様の取引口座に証拠金が不足する場合。
  - (2) お客様の売買注文の内容が店頭貴金属証拠金取引約款・本規程等に反する場合。
2. お客様の手違いにより約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### **第 12 条(売買注文等の照会)**

お客様が本システムを利用して指図された取引の内容は、本システムを利用して照会できるものとします。

#### **第 13 条(取引手数料)**

1. お客様が本システムを利用して売買注文を行い、約定した場合は、当社は所定の取引手数料を申し受けるものとします。
2. 取引手数料はお客様への通知することなく当社の判断によって変更することができるものとします。

#### **第 14 条(ロスカットルール)**

1. お客様のポジションが当社の定めるロスカットルールに該当した場合、当社はお客様に通知することなく、当社がお客様の計算において反対売買することができるものとします。
2. 前項による反対売買の結果、ロスカットルールに設定した値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。
3. ロスカットルールは当社の判断によって変更することができるものとします。

### **第 15 条(取引残高報告書等書類の送付)**

1. お客様は、本システムを利用して行った取引の内容、取引口座の残高、その他注文状況等、取引口座に関する事項について、「kakakuFX」取引ツールにおいて確認するものとします。
2. 当社は、成立した取引に係る書面の交付および委託証拠金等の受領にかかる書面の交付を、「kakakuFX」取引ツールにおいて電子報告を用いて行うこととし、郵送、電話等による通知は行いません。
3. 取引残高報告書の記載内容にご不審な点がある場合は、速やかに当社へ連絡するものとします。

### **第 16 条(取引内容の確認)**

本システムを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

### **第 17 条(取得情報の個人利用)**

1. お客様は、本システムを利用して当社から提供された数値、データ、ニュース等の情報を、当社に無断で、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等を行ってはならないものとし、お客様の取引目的のみに利用するものとします。
2. 当社は、お客様に提供する情報の正確性、有効性について何らの保証をするものではありません。お客様は、当該情報を利用したことまたは利用しなかったことにより生じた直接的、間接的、付随的あるいはその他の損害のいずれについても、一切当社には責任がないことを承知し、当社に対し何ら請求をしないものとします。

### **第 18 条(法令等の遵守)**

本システムの利用にあたり、お客様は当社の店頭貴金属証拠金取引約款及び規則等を遵守するものとします。

### **第 19 条 (録音)**

当社は、お客様が本システムのサービス利用に関連して当社とお客様の間で交わされるお電話での会話内容を録音する場合があります、お客様は当該録音に同意したものとします。

### **第 20 条(本規程の変更)**

1. 当社は、本規程を、お客様の事前の承諾なしに変更する場合があります。また、本規程は法令の変更、関連当局の指示、所属加入協会の規則変更等に伴い、随時改訂される場合があります。
2. 前項により本規程が変更された場合、当社はその内容を当社ホームページに掲示もしくは電子メールによりお客様に通知します。

3. 通知後に行われた取引は、店頭貴金属証拠金取引約款またはサービス内容の変更を承諾の上なされたものとみなします。

#### **第 21 条(その他)**

本規程に定めのない事項又は本規程の履行につき疑義を生じた場合は、店頭貴金属証拠金取引約款及び関係法令等に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

発効日 平成 20 年 3 月 25 日

改訂日 平成 20 年 11 月 14 日

改訂日 平成 22 年 1 月 25 日